

町県民税(所得税・復興特別所得税)の申告が始まります

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

申告会場は、とても混雑しますので、待ち時間のない『郵送・スマホ(e-Tax)申告』をご利用ください。

町県民税(所得税・復興特別所得税)の申告

▶受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)

▶受付日程及び申告会場

混雑を回避するため、入場制限や受付終了時間を早める場合があります。

【出張申告会場】 北部サービスセンター

日程	受付時間	
	9:00～11:00	13:00～15:00
2月14日(金)	○	○
15日(土)	○	○

【役場会場】 役場第二庁舎 3階301会議室

日程	受付時間		日程	受付時間	
	9:00～11:00	13:30～15:30		9:00～11:00	13:30～15:30
2月17日(月)	○	○	3月3日(月)	○	○
18日(火)	○	○	4日(火)	○	○
19日(水)	○	○	5日(水)	○	○
20日(木)	○	○	6日(木)	○	○
21日(金)	○	○	7日(金)	○	○
25日(火)	○	○	9日(日)	○【予約制】	○
26日(水)	○	○	10日(月)	○	○
27日(木)	○	○	11日(火)	○	○
28日(金)	○	○	12日(水)	○	○
			13日(木)	○	○
			14日(金)	○	○
			17日(月)	○	○

▶今年度からの変更事項

- 日程及び一部受付時間に変更となります。
- 所得の種類や地区割りは、廃止しました。
- 出張申告会場は、北部サービスセンターのみとなります。
- 午後の受付表は、当日の9:00からのお渡しとなります。
- 3月9日(日)のみ予約制となります。方法はこちらをご確認ください。



△注意事項

町内の申告会場では、町県民税の申告の他、簡易な確定申告(所得税・復興特別所得税)を受け付けますが、次の内容を含む確定申告等、消費税・贈与税の申告は受付できません。

- ▶本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶青色申告 ▶損失の申告 ▶源泉徴収票がない還付申告
- ▶譲渡所得の申告(不動産、株式等)
- ▶分離課税の申告(配当等) ▶雑損控除
- ▶住宅借入金等特別控除(1年目)
- ▶寄附金控除(ふるさと納税等)
- ▶海外居住親族の扶養控除 ▶更正の請求
- ▶令和5年以前分の申告 ▶死亡した方の申告
- ▶事業所得(営業等・農業)・不動産所得で収支内訳書がない方の申告 ▶その他特殊な申告
- ▶医療費控除を受ける方で、「医療費控除の明細書」ができていない方の申告

※越谷税務署の申告会場は、イオンレイクタウンkaze3階イオンホール(2月17日(月)から)となりますのでご注意ください。

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は、税務課や北部サービスセンター、町ホームページに用意してありますのでご利用ください。

町県民税の申告書が届いた方で令和6年中に所得がなかった方は、その旨を申告書右下の備考欄に記入し、提出してください。

【申告期限】3月17日(月)

町県民税の申告が必要な方、申告に必要なものはこちらをご確認ください→

